

## 子どもの健やかな育ちを保障する「認可保育制度」拡充を求める意見書

6月29日、政府は少子化社会対策会議において「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」を決定しました。これは、経済成長戦略の一貫として提案されており、市場原理の導入、直接契約・直接補助方式への転換、指定業者制度の導入を柱にするものです。日本経団連の「成長戦略2010」をはじめ、財界が長年求めてきた方向であり、子どもの権利や発達保障とは無縁の内容です。

現行の認可保育制度は、国や市町村の保育の実施義務が明確に位置づけられ、「最低基準」により、全国どの地域においても保育の質が等しく保障されています。保育料においても、保護者の所得の格差が子どもたちの受ける保育の格差につながることのない「応能負担」を原則としています。すなわち、「公的責任」「最低基準」「応能負担」という三つの福祉の必要条件を柱とした保育制度です。

一方、新システムの保育制度において、この三つの福祉の必要条件は「公的責任の縮小」「最低基準の緩和」「応益負担」となってしまい、大幅に後退します。内容は、国と市町村の責任を後退させ、幼稚園と保育所を一体化した「子ども園」に営利企業を積極的に参入させる、子育て予算は丸ごと「一括交付金」化して自治体の自由に任せるというものです。市町村の責任が限定され、財源の確保も充分でないとなれば、負担増によって保育所を利用したくてもできない家庭や、保育水準や保育の質の低下、地域格差が生じることは避けられません。

また、幼保一体化といいながら、幼児教育は単なる就学準備のための教育に、保育は保護者が働いている時間だけ預かる託児にするもので、これまでの日本の保育や幼児教育の到達を無視した、幼保一体化の名に値しないものです。

全国保育団体連絡会は7月、「子どもの権利保障、よりよい保育実現の視点からの改革」と題して新システムへの見解を発表、「国と自治体の責任を投げ捨て、保育・子育てを市場に委ね、保育・幼児教育を変質させる新システムの導入は、将来に禍根を残すものであり、國民が望むところではありません。私たちはその撤回と再考を求めます」と、強く批判しています。

よって、清瀬市議会は国会及び政府に対し、政府が「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」を撤回し、子どもたちの健やかな育ちを保障し、安心して子どもを産み育て、働き続けられる「認可保育制度」の拡充を図られるよう強く要請します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成22年9月30日

清瀬市議会